

森林環境税（仮称）等の状況

森林環境税（仮称）等の創設について（案）・・・・・・・・・・ 1

森林経営管理法案の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

森林環境税(仮称)等の創設について(案) ～平成30年度与党税制改正大綱より～

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境議与税(仮称)を創設する。

1. 森林環境税(仮称)の創設 [平成36年度から課税]

納税義務者等: 国内に住所を有する個人に対して

課する国税

税 率: 1,000円(年額)

賦 課 徴 収: 市町村が個人住民税と併せて

賦課徴収

国への払込み: 都道府県を経由して全額を国の

議与税特別会計に払込み

そ の 他: 個人住民税に準じて非課税の範囲、

減免、納付・納入、罰則等に関して

所要の措置

2. 森林環境議与税(仮称)の創設 [平成31年度から議与]

議 与 総 額: 森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額

議 与 団 体: 市町村 及び 都道府県

使 途:

(市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

議 与 基 準:

(市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、
林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分

※私有林人工林面積については、林野率により補正

(都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使 途 の 公 表: インターネットの利用等の方法により公表

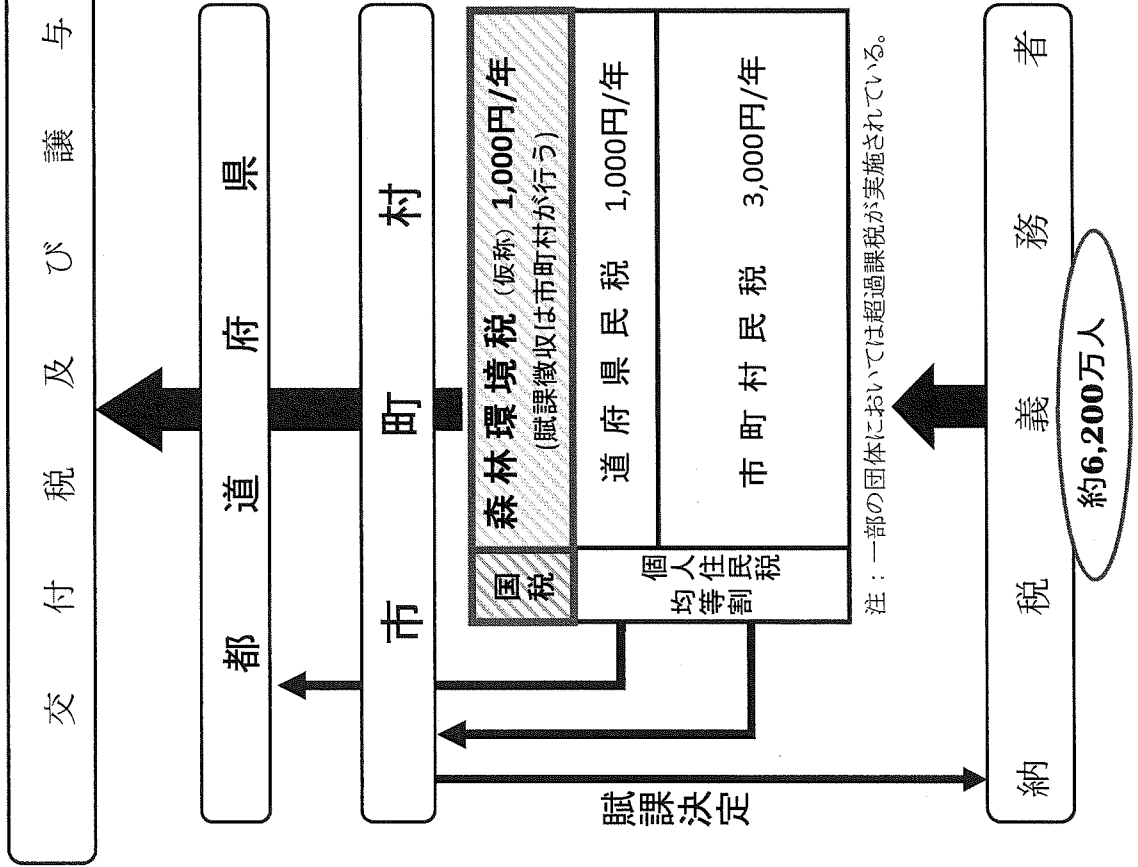
3. 制度創設時の経過措置

- 平成35年度までの間における議与財源は、暫定的に議与税特別会計における借入れにより対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように議与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。
- 制度創設当初は、都道府県への議与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

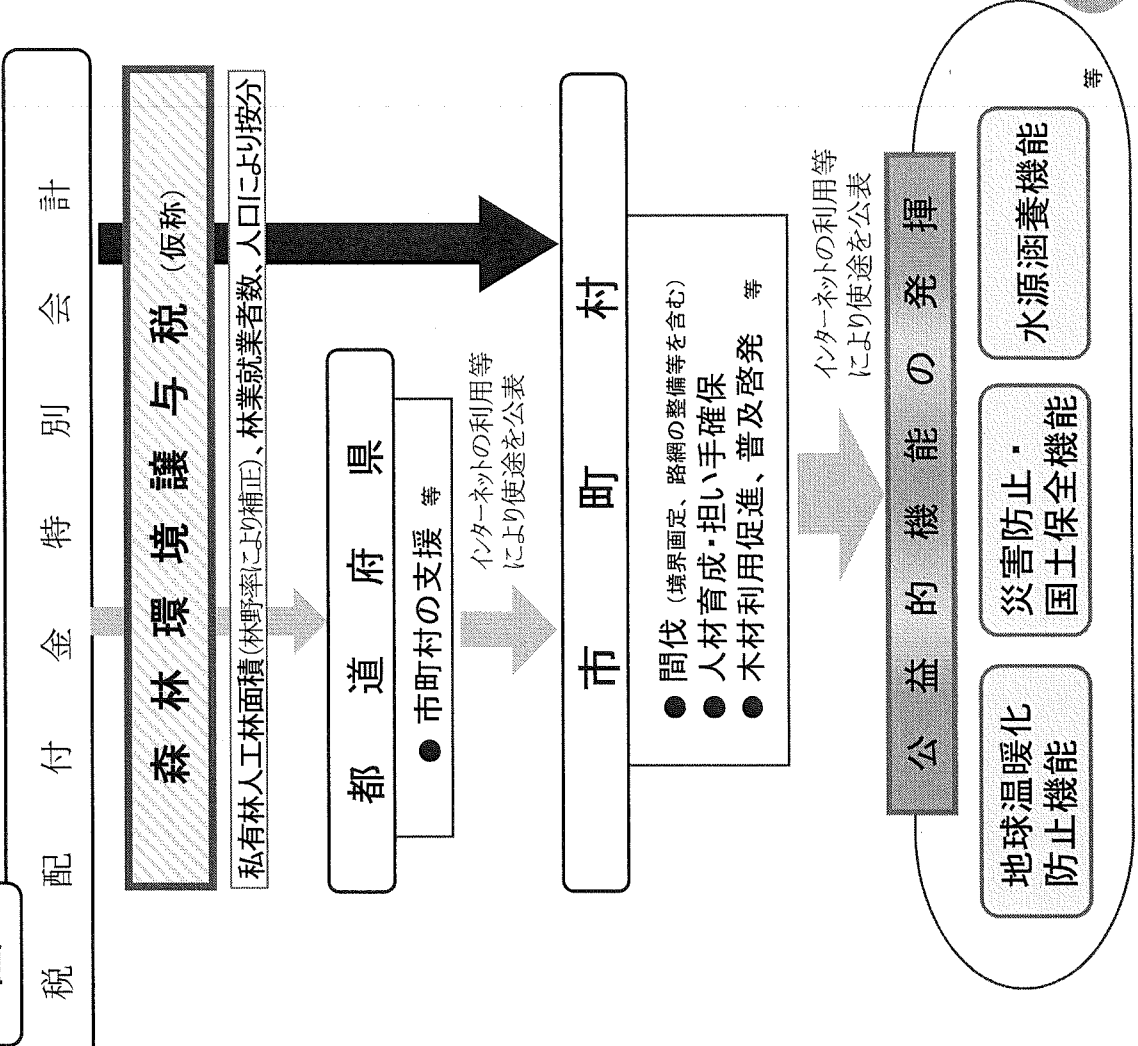
森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

平成36年度から施行

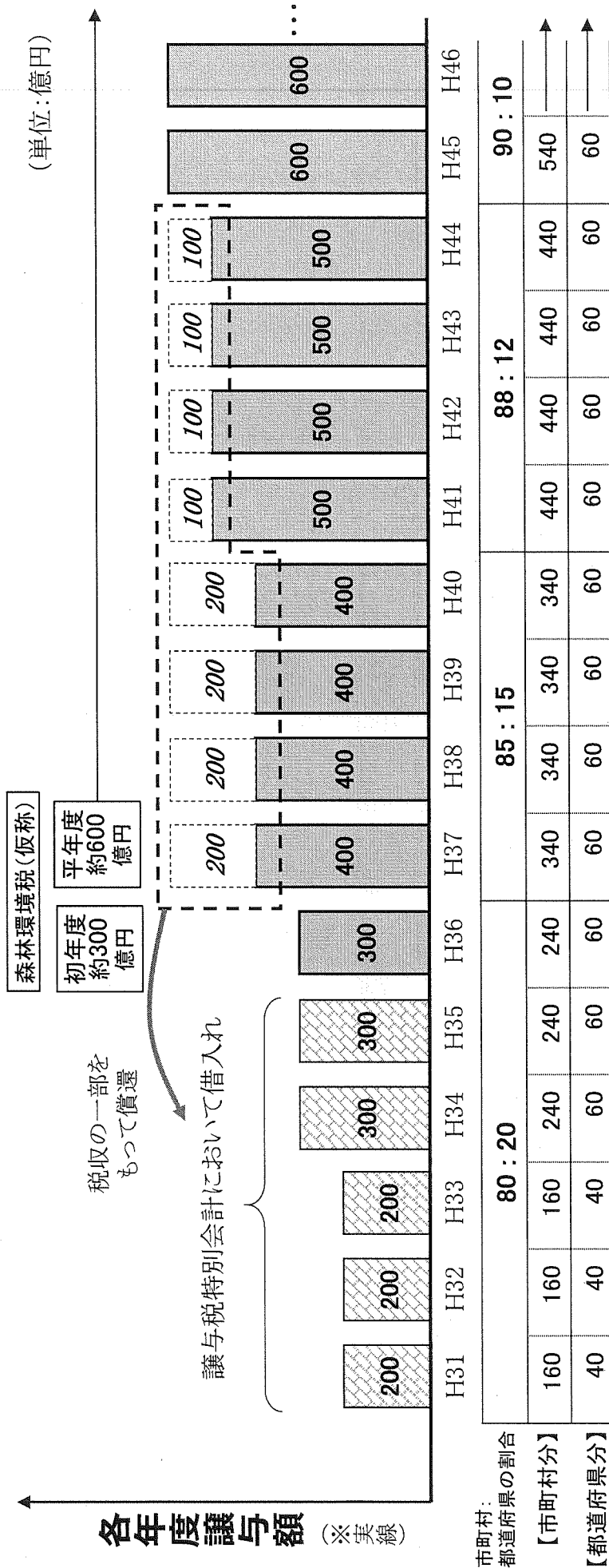


平成31年度から施行



森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 使用の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



※収入は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。
 ※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となるが見込まれる。

50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
 20% : 林業就業者数
 30% : 人口
 市町村と同じ基準

森林経営管理法案の概要

趣 旨

- 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るためには、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行う仕組みを構築する必要がある。
- このため、以下の措置を基本とする新たな経営管理の仕組みを講ずる。
 - ① 森林所有者に適切な経営管理を促すため、経営管理の責務を明確化するとともに
 - ② 森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
 - ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が経営管理を行う。

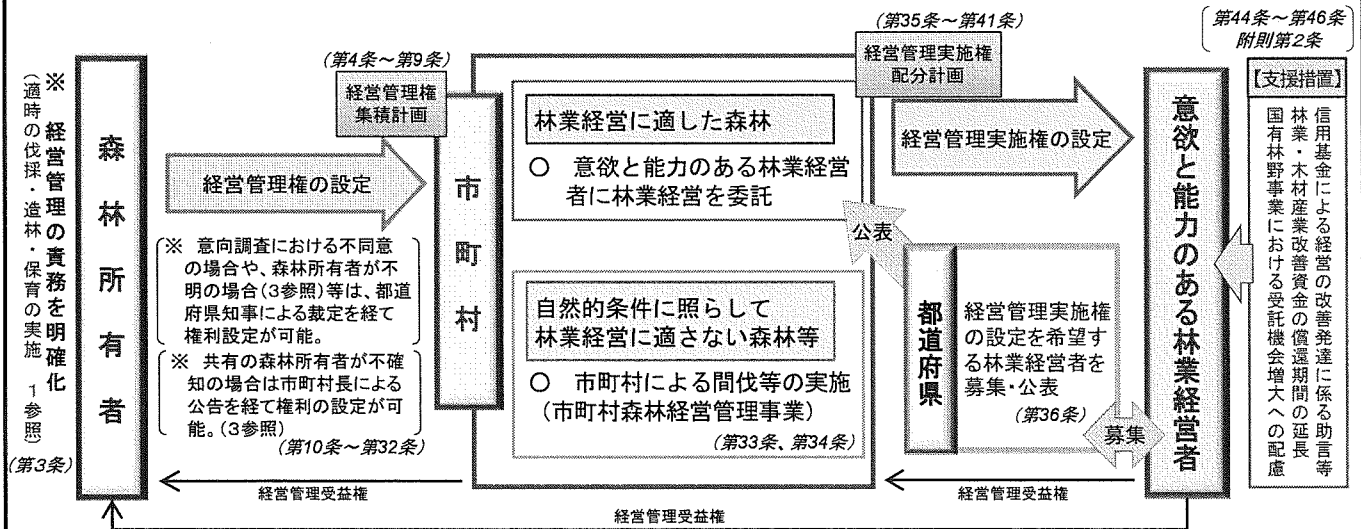
法案の概要

1. 森林所有者の責務の明確化

- 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林又は保育を実施することにより、自然的・経済的・社会的条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行わなければならないこととする。 (第3条)

2. 森林の経営管理の仕組み

- 市町村は、区域内の森林の経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとし、経営管理の状況や集積の必要性等を勘案しつつ、経営管理権集積計画を作成することにより、森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を行うための権利(経営管理権)を、森林所有者から取得できるよう措置。 (第3条～第9条)
- 都道府県知事が経営管理実施権の設定を希望する者を募集し、応募した林業を営む者(意欲と能力のある林業経営者)に対して、市町村が経営管理実施権配分計画により経営管理実施権を設定できるよう措置。 (第35条～第41条)
- 経営管理権を取得した森林のうち、自然的条件に照らして林業経営に適さないもの等について市町村が自ら経営管理(市町村森林経営管理事業)できるよう措置。 (第33条)



3. 所有者不明森林に係る措置

- 森林所有者の全部又は一部が不明のものについて、一定の手続により市町村に経営管理権を設定することを可能とする措置を講ずる。 (第10条～第32条)

第1 検討中の新たな森林経営管理制度について

1 新たな森林経営管理制度の概要

(1) 趣旨

戦後造成された人工林の約半数が主伐期を迎えようとしている一方、所有者の経営意欲が乏しく経営管理できていない、境界がわからない、所有者や共有者がわからず手がつけられない、といった森林が多く存在しています。このまま推移すればこうした森林はますます増加することが予想され、早急な対策が必要です。また、伐採後の再造林が適切に行われていない森林も多く見られており、このことは「林業の成長産業化」と「森林資源の適切な管理」の双方からみて大きな課題となっています。(図表1：森林・林業を取り巻く状況)

こうした状況を踏まえ、森林の経営管理を責任ある主体によって持続的に行うため、
(ア) 森林所有者の経営管理の責務を明確化するとともに、
(イ) 森林所有者自らが経営管理を実行できない森林について、市町村が経営管理を行うために必要な権利(経営管理権)を取得した上で、

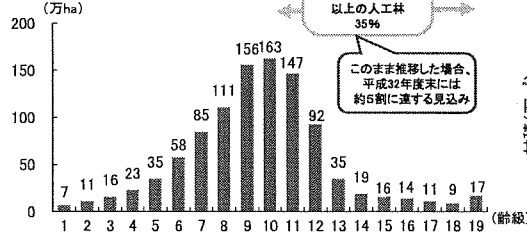
- ① 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者(民間事業者)に委ねる、
- ② 林業経営に適さない森林や林業経営者(民間事業者)に委ねるまでの森林においては、市町村自らが経営管理を行う、

ことを内容とする新たな森林経営管理制度を創設することとしています。

(図表2：森林経営管理制度の概要)

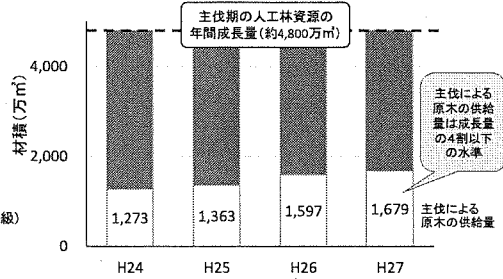
<図表1> 森林・林業を取り巻く状況

■ 人工林の齢級別面積



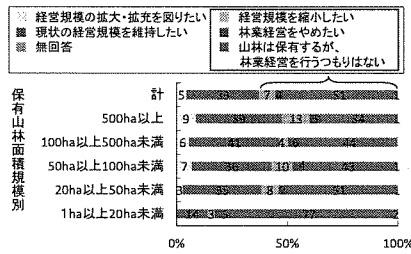
資料：林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)
 注1: 齢級(人工林)は、林齢を5年の幅でくわった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1~5年生を「1齢級」と数える。
 注2: 森林法第5条及び第7条2に基づき森林計画の対象となる森林の面積。

■ 主伐期の人工林資源の成長量と主伐による原木の供給量



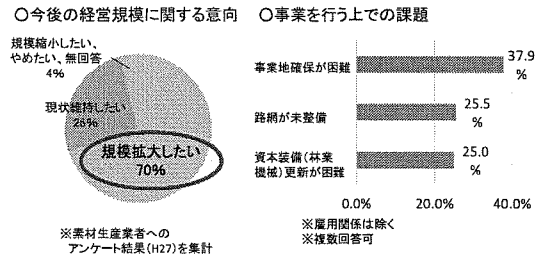
資料：林野庁「森林資源の現況」(平成24年3月31日現在)、「森林・林業統計要覧」(H28)に基づき試算
 注：年間成長量には間伐材の供給量を含まない。また、原木の供給量は丸太換算した材積

■ 森林所有者の経営意欲の低下



注：計の不一致は四捨五入による。
 資料：農林水産省「林業経営に関する意向調査」(平成23(2011)年3月)

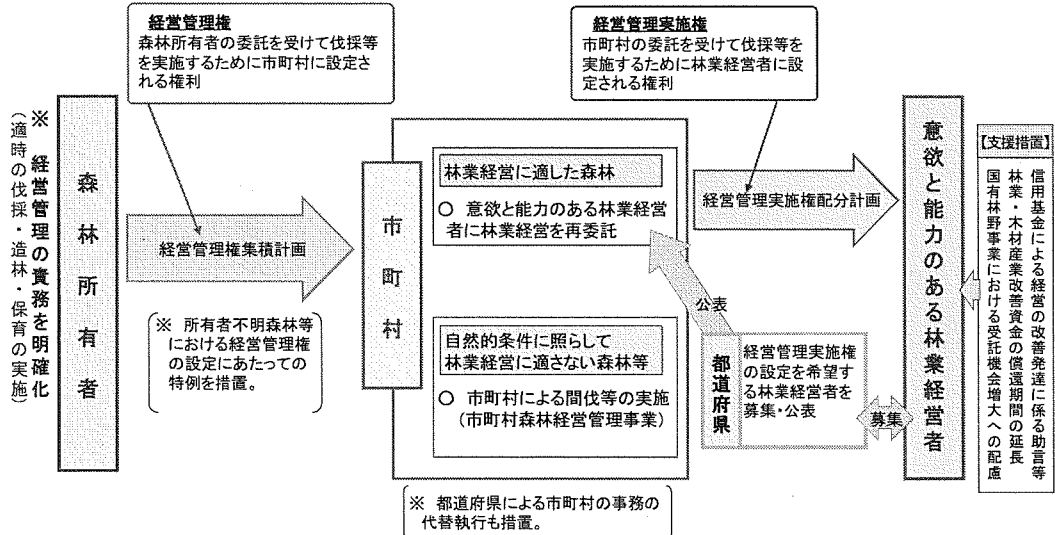
■ 林業経営者(素材生産業者等)の規模拡大の意向



※素材生産業者へのアンケート結果(H27)を集計

※雇用関係は除く ※複数回答可

<図表2> 森林経営管理制度の概要



(2) 新たな森林経営管理制度の概要

ア 森林の「経営管理権」

森林の「経営管理権」とは、自ら責務が果たせない森林所有者の森林を、所有者の同意に基づき市町村が預かり、「立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育を実施するために取得する権利」のことです。(立木の所有権は森林所有者にあります。)

新たな森林経営管理制度は、この経営管理権を、所有者との合意の下で市町村に設定するとともに、市町村は、設定を受けた森林の経営管理を民間事業者に再委託する(「経営管理実施権」を設定する)、あるいは市町村が自ら経営管理を行う、ことで林業の成長産業化と森林資源の適正な管理を行おうとするものです。(図表3：経営管理の権利の設定)

(注1：農地の賃貸借権との違い)

農地の賃貸借権は、農地を借りて農業上の利用を行う権利であり、借りた者が賃貸借権に基づき栽培した作物は、借りた者の所有物で、貸借人が自由に処分できます。

一方、森林の場合は、森林所有者は立木を所有しており、その立木を伐採したり販売するなどの処分を行う権原は森林所有者に帰属します。

このため、森林所有者が経営管理を行わない場合に、森林の経営管理を行う者が、森林所有者の所有する立木の伐採、販売、造林、下刈、間伐等の保育を行い、木材の販売収益から伐採等の経費を控除してなお利益がある場合に森林所有者に支払う事業を行うのに必要な権利として、「経営管理権」、「経営管理実施権」を設定するものです。

イ 市町村への経営管理権の設定

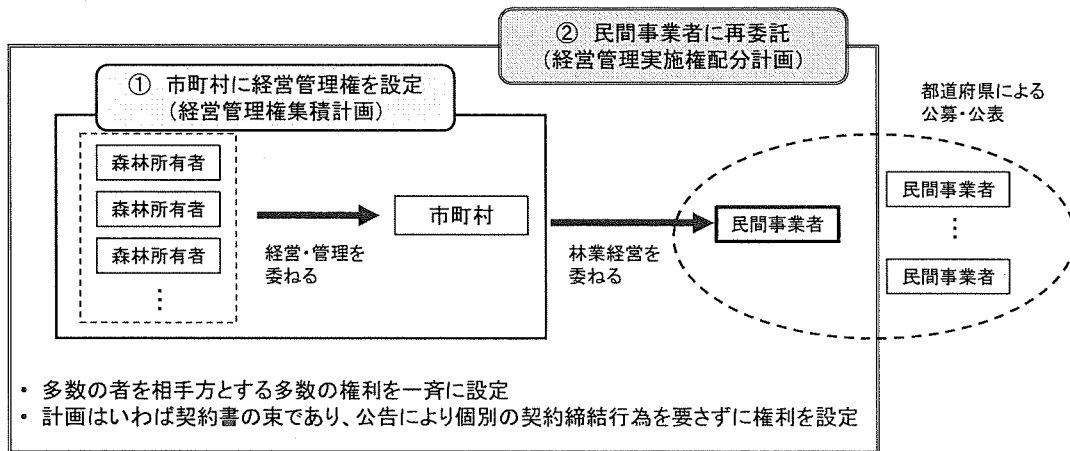
まず、市町村は、手入れがなされていない森林や路網整備の状況などを踏まえて、経営管理の集積・集約化を図ろうとする森林を対象に、所有者に対して意向調査を行います。

意向調査は、地域の森林の状況や担い手の状況などを踏まえて、優先順位を付けて長期的な展望をもって計画的に行うことが適切です。

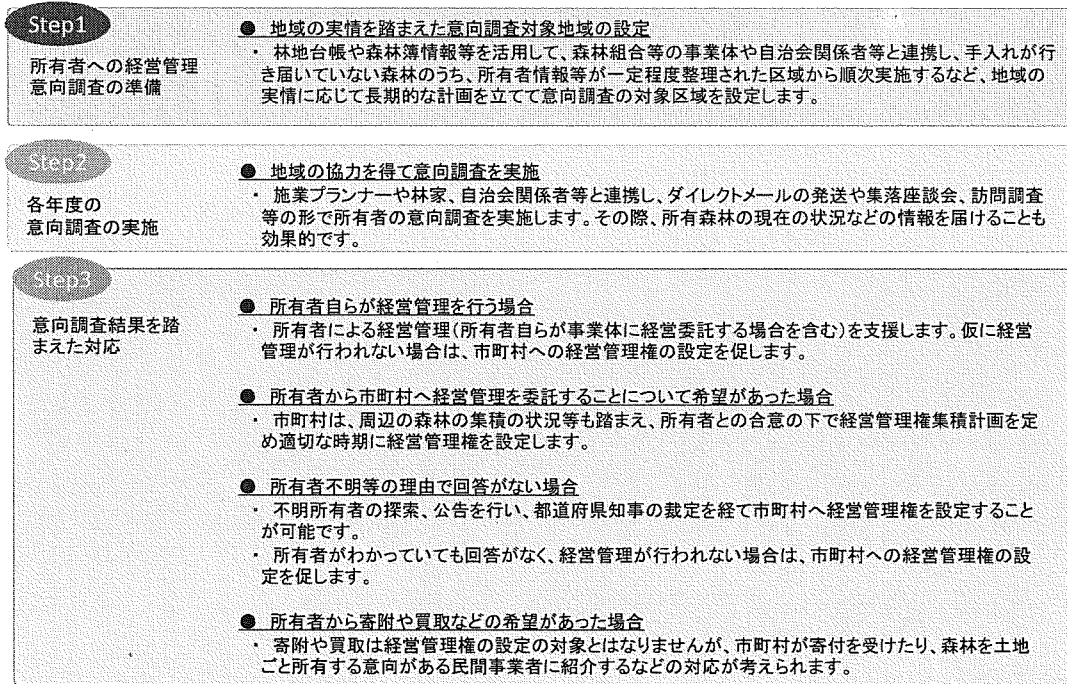
意向調査の結果、所有者から市町村に経営管理を委託する申出があった森林について、市町村は周辺の森林の状況等を勘案しつつ、所有者との合意の下に、委託期間や委託期間内に行う経営管理の内容(保育、間伐、主伐・再造林など)について明らかにした「経営管理権集積計画」を定め、これを公告します。この公告をもって、市町村に経営管理権が設定されます。

なお、所有者から経営管理権の設定を自ら申し出ることもでき、この場合、市町村は、地域の実情を踏まえて設定するか否かを判断します。(図表4：意向調査から経営管理権の設定に至る事務のイメージ)

＜図表3＞ 経営管理の権利の設定



＜図表4＞ 意向調査から経営管理権の設定に至る事務のイメージ



ウ 民間事業者への再委託（森林経営管理実施権の設定）

市町村は、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権を設定することによって、経営管理を再委託することができます。

この場合、民間事業者は、将来にわたって森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力等を有する必要があります。この民間事業者は、都道府県知事が経営管理実施権の設定を受けることを希望する者を募集し、能力等を有すると認められる者をリスト化し公表します（都道府県知事がリスト化し公表するにあたっては、市町村からの推薦を受けるなど市町村の意向を反映することとなります）。市町村は、このリストの中から事業者を選定して経営管理実施権を設定します。

経営管理実施権を設定するには、「経営管理権集積計画」と同様、委託期間や期間内に行う経営管理の内容（保育、間伐、主伐・再造林など）、利益（注2）が生じた場合の所有者や市町村（管理経費等を支出している場合）に支払われる金銭の算定方法、などを明らかにした「経営管理実施権配分計画」を定め、これを公告することによって、民間事業者に経営管理実施権が設定されます。

（図表5：経営管理権、経営管理実施権の内容）

（注2：この場合の利益とは、販売収益から伐採等に要した経費を控除した額です。）

エ 市町村による経営管理

市町村は、経営管理権を有する森林のうち、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林や、再委託先が見つからない森林を自ら経営管理します。

実際には、経営管理のために実施する施業や管理行為（以下「施業等」という。）は市町村が民間事業者等に委託したり発注したりすることになります。

例えば、施業等を市町村内の森林組合や林業事業体、林業を志すUIJターン者、地域で活躍するNPOなどに任せることによって、地域の雇用の創出などにもつなげることが期待されます。

1 想定される使途の例

(1) 森林整備

- ア 市町村が一定期間経営管理を行う私有林の保育、間伐等の森林の施業、及び施業に必要な路網の整備（木材収入を得る目的で行われる主伐やその後の再造林といった林業施策については、該当する補助事業等を活用して推進して下さい。）
- イ 森林所有者からの寄附等により市町村が取得した公有林の整備
- ウ 公益的機能が著しく低下した森林の市町村代執行による整備
- エ 管理放棄され整備・保全を担う者がいない里山林の整備、侵入竹の伐採・除去活動、荒廃農地の森林化
- オ 上記ア～エの活動等に必要となる境界の明確化
- カ 森林所有者の意向確認（意向調査、説明会等の開催） 等

(2) 人材育成・担い手確保

- ア 林業への就業を希望する者に対する実践的・体系的な研修の実施
- イ 林業に興味のある一般の方を対象にしたチェーンソーによる伐採等の研修の実施
- ウ 林業労働災害の防止、安全向上を目的とした研修施設やトレーニング機材の整備、安全装備（防護衣等）への支援
- エ 上記の研修等と一体となって取り組む、地域への移住支援
- オ 「緑の雇用」事業などの国が実施する研修の参加者への補助的な支援（例えば、離島などの遠隔地から研修に参加する研修生への交通費）
- カ 市町村の森林・林業施策担当者に対して、実務遂行上必要となる知識・情報等の習得のために行う研修 等

(3) 木材利用の促進

- ア 木造公共建築物や多数の人が利用する木造民間施設の整備、内装の木質化、木製備品の購入（建築物の建設に充当する場合は建設費のうち木工事部分に相当する額に充当するようにして下さい。）
- イ 上記を行う民間事業者への補助
- ウ 公共施設の燃料としての地域の木材の調達・利用
- エ 小中学校等における木製机・木製椅子の整備、乳幼児を対象とした木製遊具の提供 等

(4) 普及啓発

- ア 林業体験や森林観察、森林の機能の学習、木工体験などの木に触れる機会の提供
(団体の活動が森林以外の幅広い分野にわたる場合は、「森林整備及びその促進に関する費用」とみなされる活動のみ譲与税を充当するようにして下さい。)
- イ 樹林地（施設緑地を除く（注））において行うボランティア団体等による植樹、育樹活動
(注) 都市公園、港湾緑地、道路環境施設帯などのいわゆる施設緑地における整備活動については、「森林の整備」には該当しません。
- ウ 森林整備や木材利用を通じた都市と山村が連携した取組 等